

## オルタナティブ提言―「在日」の立場から

崔 勝久

「新しい川崎をつくる市民の会」事務局長

国際労働力移動の量的増加は、やがて質的变化を引き起こすだろう。質的变化とは、それら移動労働者たちが人間としての権利を、現に労働している現地で主張し、当該国の制度や法の改革をせまるという変化である。 花崎皋平

私は、日本生まれの韓国籍者で、在日朝鮮人 2 世です。「在日」ということで、日本で定住する、定住を希望する外国人（無国籍者を含む）を表したいと思います。在日朝鮮人には、韓国籍者、「朝鮮」籍者（朝鮮民主主義人民共和国とは日本は国交がないので、「朝鮮」は国籍とは認められていない）また日本籍者も含まれます。日本人社会への提言として以下、ふたつのことを記します。

### （1） 外国籍住民も日本社会の主人公なのではないか―「当然の法理」について

単一民族論は戦前の日本にはありませんでした（小熊英二『日本人の境界』（新曜社）。「韓国併合」やアジア侵略を正当化するためです。満州建設に際して五族協和が謳われ、昨今の「多文化共生」と同じように、上っ面の「多文化主義」（「コスメティック・マルチカルチャリズム」、テッサ・モーリス＝スズキ）の背後で、差別が制度化されていました。これは日本社会の主人公は日本人であり、外国人は「二級市民」だという考えを前提にしています。

西川伸一『立法の中核 知られざる官庁 内閣法制局』（五月書房）によると、いかに内閣法制局が絶対的な存在かわかります。そこで定められた「論理」は変更が許されず、「一度示した憲法解釈、法律解釈はだれが首相でも、政権交代があっても従来の見解を固守する」ようになっているとのこと。その内閣法制局で出されたのが、「当然の法理」です。

地方公務員法には国籍条項がないにもかかわらず、1953年の内閣法制局の見解、すなわち、かの有名な高辻内閣法制局長官発言の、「公務員に関する当然の法理として、公権力の行使または国家意思の形成への参画に携わる公務員となるためには、日本国籍を必要とする」という「見解」が今に至るも各地方自治体を牛耳っているのです。

法律でも政令でもないのに、改正されることはなく、「意見」ゆえに変えようがないものとされています。この「国家意思」はのちに、地方公務員の場合、「公の意思形成」と読みかえられています。戦後の日本人社会において、この国籍による差別を正当化する「当然の法理」がどれほど一般社会に強い影響を及ぼしたか、多くの日本人は知りません。

国籍条項を撤廃したという地方自治体もありますが、実態は、「当然の法理」の踏襲です。川崎は政令都市として最初に国籍条項を「撤廃」し門戸を開放しました。しかし「当然の法理」を絶対的に遵守すべきものとして受けとめ、その構成要素の「公権力の行使」によ

って外国籍公務員に職務を限定し、さらに「公の意思形成への参画」によって管理職に就かせないのです。「当然の法理」はかくも根強く生きています。

現在川崎では、「市民の意思に拘わらず、市民の自由、権限を制限すること」を「公権力の行使」と定義付け、タバコや空き缶の投げ捨てさえ、外国籍公務員はそれを注意する職務に就けません。そういう職務が192にもなっています。

一方、昭和28年に内閣法制局長官が、憲法15条の「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、**国民固有の権利**」は、日本国民の「専有」でなく、「奪うべからざる権利」（かつての天皇制とは違う）という見解を出しています。内閣法政局の絶対的な権威からすれば、これを未だに日本人だけの**固有の権利**と右翼や自民党や民主党の一部の国会議員や市会議員が強調しているのは、無知か、わざとこれまでの経緯を隠していると思えます。このように内閣法制局の見解を無視し敢えて曲解することで、外国人の地方参政権の法案化に反対する運動が広がりました。

しかし10年も前から議員立法としてこの法案がだされたというのは、議員法制局のお墨付きを得ているということの意味します。それは外国人の地方参政権を違憲ではないとした最高裁判決と関係し、外国人の「公の意思形成への参画」を認めたことになります。従って「公の意思形成への参画」を理由にして、外国籍公務員の管理職を認めないというのは矛盾します。

要は地方分権化を謳う首長が「やる」と決断すれば済むのです。今の首長が、かつての高知県の橋本知事のように振る舞えないのは、外国人の行政マンは許せないという住民の中の保守的、右翼的な声が怖いのでしょう。PP研の全国の読者に、例えば川崎で、外国人の地方参政権は絶対反対、選挙権が欲しければ帰化をしろと言いつつ、背広の裏に日の丸を貼りつけるような市会議員を本気になって落選させるような、積極的・具体的な行動をお勧めします。

## (2) 「住民主権に基づく住民自治」の仕組みを早急に作りましょう

4年に1回の選挙投票が住民の政治的権利なのでしょうか。現在の代議制民主主義の仕組みは、「住民主権に基づく住民自治」とは言えません。

日本人社会が過去の植民地支配に無関心で、戦後責任についても、外国人の人権についても思いが及ばず差別が現存するのは、現行の地方自治が形式的な代議制民主主義に終わり、住民が中心となって住民間の対話を重ねていきながら問題解決を図る、「住民主権に基づく住民自治」の仕組みになっていないという事実と裏腹の関係になっているのではないかと私は考えています。

政令都市内の分権化を図り最大で20万人くらいの小さな行政区にして、「住民主権に基づく住民自治」の仕組みを早急につくる必要があります。今年の京都と川崎の市長選では、「区民協議会」や「区民議会」を公約に掲げた人が惜敗しています。3年後はもっと明確な公約になっているはずですが。

名古屋の河村市長は現行の地方自治制度を打破し「真の住民自治」を目指すとした、小学校区（又は中学校区）を単位にする「地域委員会」に国籍条項を設定しました。一方、三重県の市町村合併で誕生した伊賀市は、市の職員に関しては「当然の法理」を適用しながらも、各地区の自主性を重んじるために各地区に「区」を設置し、その「区長」に韓国人住民が立候補し当選したと報じられています（「民団新聞」 2010年6月23日）。

地方参政権は国会での法律改正が必要でしたが、地方自治では条例で「住民主権に基づく住民自治」の仕組みが作れます。地域において様々な意見を持つ者が対話（討議）を通して物事を決め、予算さえ組む民主的な運営がなされるようになれば、外国籍住民は当然のこととして被選挙権、選挙権を得て政治参加するでしょう。現行の地方自治の仕組みのままでは、外国籍住民は仮に参加してもそこに埋没するだけで、各党派の草刈場になります。民主、公明、共産党の案には植民地支配の清算という観点はなく、外国人の地方参政権に被選挙権がなく選挙権のみで、自分たちの党に投票してもらうことを画策しているように思えます。

川崎は100年の重工業化の結果、海辺を埋め立て、住民の憩うことのないコンビナートをつくり、公害の街となりました。今は公害を克服した「環境都市」と宣伝していますが、臨海部や車両から出されるCO<sub>2</sub>や二酸化窒素などの数値は高止まりで、北部においても小児喘息患者が急増しています。川崎の駅前を除いた商店街は衰退し、高齢者を見守るネットワークは必須です。これは工業化を進めてきた近代日本の縮図です。

日本社会はもはや日本人だけのものではないのです。外国籍住民もまた自らの生活と人権のために、日本人住民と一緒にあって、この地域社会を変えて行くことによってしか生きていけなくなりました。ここから新たな対話が始まります。外国人のためではなく、日本人は自分自身のために外国籍住民と一緒にあってこの社会を変えていかなければなりません。その心構えと準備はできているのでしょうか。もう待ったなしです。